

本

ARF：信頼醸成から予防外交へ

～ ASEAN の内政不干渉原則の見直しを中心に～

第 2 班 「東アジアの安全保障」

総合政策学部 3 年 浦井利繁

総合政策学部 3 年 岡本しほり

総合政策学部 3 年 桑野鉄史

総合政策学部 3 年 鷹箸真由美

環境情報学部 3 年 ノ = ヒソン

総合政策学部 4 年 竹内謙二

章立て

はじめに

序章 問題の所在

第 1 章 信頼醸成から予防外交へ ～ ‘97 年の合意の背景～

第 1 節 要因 a

第 1 項 力の真空状態

第 2 項 大国の地域戦略

第 3 項 まとめ

第 2 節 要因 b

第 3 節 まとめ

第 2 章 内政不干涉原則の見直し

第 1 節 内政不干涉原則の位置付け

第 2 節 ‘98 年の「内政不干涉原則の見直し」提起

第 3 節 ‘98 年当初の ASEAN 諸国の反応

第 4 節 まとめ

第 3 章 内政不干涉の限界

第 1 節 通貨危機の発生と内政干涉

第 2 節 地域紛争に対する対応

第 3 節 予防外交 = 制度化と内政不干涉との矛盾

第 4 節 まとめ

第 4 章 結論 ～99 年の意見の一致から見る ARF の方向性～

はじめに

1993年、第26回ASEAN外相会議によって設立の合意がなされて以来、現在22ヶ国1機関から構成されているASEAN地域フォーラム（以後ARF）一般的に、ARFの目的は、「アジア太平洋地域における政治・安全保障分野に関するオープンな対話と協議を通じて、地域の安全保障環境を向上させること」とされている。これを実行するにあたって、ARFはユニークな枠組みを設けている。では、どのような点でユニークと言えるのか。ここでは、その特徴を述べることで、ARFの機能がどのようなものであるのか整理したい。

まず、第一の特徴として、ARFのルールと活動の方針を決める上でイニシアティブを取っているのが、発展途上国を含めるASEANであるという点である。95年に出されたコンセプト・ペーパーでも、『ARFの成功は全ての参加国の活発で完全かつ対等な参加と協力を要する。しかしながら、ASEANは第一の推進力たる義務を果たす。』と言及されているように、「ASEAN流」と言われる協議方法を採用している。それに関連して、構成面においても、アメリカ・日本・中国・ロシアのような大国からASEAN諸国のような小国や、これまで表立った組織への参加をしてこなかった北朝鮮がメンバーであり得る国際組織はこれまで存在し得なかった。

第二に、設立理念にあるように、ARFは「開かれた地域主義」という原則を採用しており、厳密な加盟資格はないため、ARFの設立趣旨に同意した域内諸国ならどの国でも参加できる、緩やかな枠組みをもつ組織であるという点である。この点が北朝鮮の加盟を可能にしたと考えられる。

第三の特徴は、今回のプレゼンにおいても重要となる点である、ARFの「三段階のプロセス」である。コンセプト・ペーパーによると、この三段階のプロセスは、『信頼醸成の促進、予防外交の発展、諸紛争へのアプローチの充実によって、発展されるべきである。』と記されている。この具体的な内容については後の章で説明することとする。

ではここで、ARFの流れについて簡単にまとめてみる。ARF閣僚会合は毎年1回、7月末～8月初めに各国外相の出席の下に開催される。また、ARFは政府間レベルであるトラックと非政府組織によるトラックの2トラックで実施され、この2つを繋ぐ要には議長国があたることとされた。ここでいう、非政府組織（半官半民）としては、具体的にASEAN戦略国際問題研究所連合（ASEAN-ISIS）やアジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）などである。トラックは、公的なコミットメントなしに率直に討論ができ、それをトラックに提言するという、「公式の外交チャンネルの補完」としての役割を行う重要なポストである。ARFに関する以上の点をベースとして、以後の章で話を進めていきたい。

- ・ ARFの成功は全ての参加国の活発で完全かつ対等な参加と協力を要する。しかしながら、ASEANは第一の推進力たる義務を果たす。
- ・ ARFのプロセスは全ての参加国が快適と感じるペースで進められるべきである。
- ・ アプローチは、三つの広範な段階、即ち信頼醸成の促進、予防外交の発展、予防外交の発展、諸紛争へのアプローチの充実によって、発展されるべきである。ARFのプロセスは現在、段階にあり、信頼醸成の実行方法の議論が継続されるべきである。段階で、特にテーマが重複しているものは段階と相前後して実施し得る。諸紛争へのアプローチの充実を、最終目的としてARFのプロセスへ編入することについては、議論が継続されるであろう。
- ・ ARFの諸決定は、全ての参加国の注意深く、広範な協議の後の合意を通してなされる。

序章 問題の所在

2000年7月の第7回 ARF 閣僚会議から、北朝鮮が23番目のメンバーとして ARF に正式に参加した。これまで政府レベルにおいて国際的な孤立を続けてきた北朝鮮が参加したことを、議長国であるタイのスリン外相は、アジア太平洋地域の安全保障環境が「離陸した」と位置づけ、ARF の前進を「自画自賛」した¹。

このようなアジア太平洋地域の平和と安定に影響を及ぼす国の参加、という前進がみられた反面、ARF は第1段階の信頼醸成から第2段階の予防外交へ進むという、1995年に ARF の目標としてだされた3段階のプロセス²にそった進展を示すことができていない。

1997年7月の第4回 ARF 会議では、「ARF が『信頼醸成』の段階から『予防外交』の段階に進むことを希望する」³ことが議長声明で発表され、それを「予防外交へ進むことで合意した」という表現で、当時議長を務めたマレーシアのアブドラ外相は記者会見で説明した⁴。この「予防外交」の定義とはなにかというと、この年の議長声明の付属文書では、国連のガリ前事務総長が示した「係争の発生を妨げ、争いが武力衝突に発展するのを防ぎ、衝突を最小限にとどめる行動」と説明されている。97年の ARF 閣僚会議以降、「信頼醸成措置に関するインターセッショナル支援グループ (CBM-ISG)」によって、より具体的な予防外交への取り組みの検討がすすめられている。しかし、今日に至るまで、予防外交を実現する方策、すなわち「予防外交」という行為が具体的に何をし、その行動規範がなにになるのか等について、政府レベルによる合意はなされていない。これは一体なぜなのだろうか。

先行研究によると、ARF が予防外交に進めていない要因に、一般にいわれる「ARF の特徴」が指摘されている。この「ARF の特徴」とは、ASEAN 加盟国が議長を務める（逆にいえば ASEAN 諸国しか議長を務めない）ASEAN 方式と呼ばれる協議方法を採用している、という2点のことである。ASEAN 加盟国のみが議長を務めるということは、実質 ASEAN が ARF のイニシアティブを握り、ARF の運営に影響力を行使することができることを意味する⁶。また、ASEAN 方式とは、a)国内問題については干渉しない「内政不干渉」と b)協議を重ねて徐々に合意を作り出す「コンセンサスによる意思決定」、さらに c)協議の内容が「全ての参加国が快適と感じるペースで進められる」こと、つまり消極的な国に合わせることを原則とした協議方法をいう。

ところが、予防外交とは一般に「ある国、ある集団の安全と安定は、他の国、他の人間集団にとって直接的な重要性を持つ」⁷ということを前提としており、それはある規範にそった内政干渉を必然的に許すことを意味していると受けとめられる。ここに、ARF を主催する ASEAN が重要視する内政不干渉と、内政干渉をとまなう予防外交との間に矛盾が生じている、というのである。

このことから、ASEAN が、内政不干渉の原則に関してなんらかの修正を加え予防外交への前進を選ぶのか、それとも内政不干渉を維持する道を選ぶのかは、ARF の今後に大きな意味を持つと考えられる。

そこで、我々が注目したのが、1999年11月の ASEAN 非公式首脳会談にて、「従来の ASEAN 流のアプローチを新たな安全保障環境に適応させる必要がある」⁸ということによって ASEAN 首脳の意見が一致したことである。この意見の一致は、その約1年前の1998年6月に、タイによって「内政不干渉原則の見直し」が提起され、それにフィリピンが賛成を表明したことに端を発している。では、なぜこのような画期的な提

¹ 読売新聞 2000年7月28日朝刊7頁「北朝鮮参加の ARF 大国の利害前面に ミサイル問題巡り、内政不干渉の壁」より

² The ASEAN Regional Forum: A Concept Paper

³ Chairman's Statement, The Fourth Asean Regional Forum, http://www.ASEANsec.org/politics/pol_arf4.htm、対訳は朝日新聞1997年7月26日朝刊より抜粋

⁴ 議長声明に盛りこまれる、ということは参加国のコンセンサスがとれたことを意味するので、強制力をもたないとしても「合意した」ということができると判断される。なお我々の発表においては、これを以後「97年の合意」と表現する。

⁵ コンセプトペーパーでは「ASEAN norms and practices」と表現されている。

⁶ 実際、1996年の第3回 ASEAN 閣僚会議では議長の裁量により、人権問題の討議時間が制限された

⁷ ヘルシンキ宣言より

⁸ Chairman Press Statement: ASEAN 3rd Informal Summit, 28 November 1999, Manila

起がされるようになったのだろうか。そして、なぜこの提起は 1 年強で ASEAN 諸国のコンセンサスを得、「内政不干渉原則を新たな安全保障環境に適応させる必要性がある」ことで合意することにいったのだろうか。

今回我々第 2 班は、与えられたテーマである「東アジアの安全保障」を考えるにあたり、アジア太平洋地域で最多の参加国を誇る多国間による安全保障の枠組みである ARF の予防外交への進展を、ARF の主要構成国である ASEAN の内政不干渉原則に対する姿勢に焦点をしばって発表する。先ほどの 2 つの問いに答えることによって、98 年からうかがえる ASEAN の内政不干渉原則に関する一連の動きを分析する。そして、昨今の安全保障環境に応じて変容している ASEAN の姿から、今後の ARF の方向性を考察する。

ASEAN の内政不干渉原則に対する姿勢については第 2 章と第 3 章で詳しく扱うが、この前提として整理しておくべきであると思われる問題、すなわち、そもそも 97 年の「予防外交の段階に進める」という合意はどのような文脈の下で生まれたのかについてまず第 1 章にて検証する。

第 1 章 信頼醸成から予防外交へ ～ 97 年の合意の背景 ～

第 1 節 要因 a : 大国の地域戦略

1 . 力の真空状態

冷戦終結後、アジア太平洋における米国の軍事戦略は変化し始めた。ブッシュ大統領は 90 年 8 月にコロラド州アспенで演説して、冷戦の終結にともなう兵力削減の可能性を言明した。その一環としてアジアについても、段階的な兵力削減が発表されることになった。米国は 92 年 11 月にフィリピンのスービック海軍基地から撤退し、東南アジアにおける恒久的軍事拠点を喪失することになった。91 年末のソ連解体の過程でソ連海軍がベトナムのカムラン湾から撤退したことに続くこうした事態の展開は、東南アジアにおける「力の真空」の発生が懸念される状況を生み、その真空を中国が埋めることへの懸念が東南アジア諸国に高まることになった。

まさにこうした時期、中国海軍とベトナム海軍が南沙諸島の周辺地域で遭遇戦を行い、複数のベトナム船が沈没した。このため、中国とベトナムとの間で緊張がはしる。ASEAN 諸国は、中国が南沙諸島の主権のみならず、貿易に重要なシーレーンの安全も脅かすのではないかと懸念した。1992 年 2 月、中国は「領海及び接続水域法」を公布し、東シナ海、南シナ海のほぼ全域の領有を宣言し、実際に南沙諸島に領土標識を設置するという行動に出た。このような南シナ海の中国の動きに対する反応として、同年 7 月の ASEAN 外相会議は「南シナ海宣言」を発表し、南シナ海の領有権争いの平和的解決を訴えた。しかし、中国は同年 7 月に開催された第 14 回中国共産党大会における江沢民報告の中で、人民解放軍の役割として領土・領海の防衛に加え、海洋権益の擁護を謳い、強硬姿勢を示すのである。

「力の真空」時代に、超大国米国の軍事プレゼンスの後退に対する不安感と中国の脅威を牽制するため、東南アジアでは地域的な軍備拡張に動いた。しかし、東南アジア諸国の兵力水準はあまりに低く、米国がこの地域に展開してきた兵力の代替となるにはほど遠いものであった。地域の軍事バランスをドラスティックに変化させないためには、米国が前方展開兵力を維持することが唯一の選択肢である。東南アジア (ASEAN + インドシナ諸国) の側からいえば、米国の軍事的プレゼンスをいかに確保するかという点が、この地域の安全保障上の第 1 の鍵となる。

2 . 大国の地域戦略

第 2 次世界大戦後から米国のアジア地域に対する安全保障システムは、基本的に米国を中心として放射状に広がる「ハブ・アンド・スポーク型」の二国間主義であった。米国は二国間関係が侵食されることを恐れて、いかなる多国間による地域の安全保障に参加することに熱心ではなかった。多国間による地域の安全保障である A R F に対しても、始め米国は消極的であった。しかし、クリントン政権になって、積極的に A R F を支持するようになってきた。この理由として、第一に、冷戦が終結し、アジアの多国間の政治・安保対話をロシアに利用され、米国中心とした同盟間の結束が弱まり、この結果自ら影響力が低下することの懸念を従来ほど強く持たなくなったこと。第 2 に、対話に積極的に関与することで自国の影響力を確保しうること認識するようになってきたこと。第 3 に東アジア諸国が米国を排除して別の安全保障のシステムを作るかもしれないとの懸念は過剰な心配であることを認識するようになったこと、が挙げられる。

事実域内のほとんどすべての諸国が、米国が域内の諸国と結んでいる二国間同盟関係を今後とも維持するよう期待している。こうした状況の中で多国間の安全保障フォーラムは既存の二国間同盟に取って代わるものではなくむしろ、それを補完しうるものである、とみなした。クリントン大統領が 1995 年に韓国を訪問した際に述べたように、「多国間取り決めは、我々に共通のあらゆる安全保障状の関心事をカバーしつつ、鎧を重ねるように機能する」。また、同年 2 月に発表された「東アジア戦略報告 (EASR - 1) 」で、米国はこれまでのハブ・アンド・スポーク型から多国間による地域安全型を組み合わせた重層的な政策へと転換したと考えられる。このような米国のアジア太平洋地域に対する積極的な姿勢が具体的に表れたのが、1996 年 4 月 16 日「日米安保共同宣言」であった。同宣言では日米安保体制を冷戦時代の対ソ対応型から、ポスト冷戦の時代に対応すべくアジア太平洋地域の紛争予防をめざすものへと再確認された。

この宣言に対し、中国はアジア太平洋地域をにらんだ枠組みを設定した、とに敏感に反応した。中国外交

部のスポークスマンは、日米同盟が二国間の枠組みを超えるものにならないよう即座に批判し、中国側の関心は主に日本の軍事的役割の拡大に集中した。中国は日米安保条約が日本の軍事大国化を防ぐ「ビンの栓」の役割に着目し、その意味で同条約の意義を認めてきたといえる。しかし、中国の目から見て、日米安保のモデルチェンジはまさに中国を封じ込めるための日米同盟の強化と映ったのである。そうした判断のもとで、中国にとって日米安保条約はもはや日本の軍事大国化を防ぐためのものではなく、日本がその軍事的役割をアメリカとの連携のもとでアジア太平洋地域に拡大しようとするものとなったのである。

日米同盟の強化を牽制するために中国は、日米安保共同宣言が出された直後（1996年4月25日）ロシアのエリツィン大統領と中ロ共同声明が発表する。同声明では、中ロ関係を「戦略的パートナーシップ」と表現し、中ロ関係を改めて重要とした。さらにASEANへ接近した。ASEANがARFを中心にすすめてきた多国間安保の枠組みに着目し、これを冷戦後の安全保障を確保する新しい手段と位置づけることによって、日米安保条約のような二国間の軍事同盟を「冷戦時代の遺物」として牽制するのが中国の狙いであった。中国は1996年にASEANの対話国の仲間入りを果たすとともに、ASEANに対して対抗よりも協調をめざす方向をとるようになってきた。そのことは、中国がARFの「信頼醸成措置」作業部会の共同議長に自ら名乗りを上げ、フィリピンとともに協催国となったことでも明らかである。中国自身が、多国間安保にコミットする姿勢を見せることで、中国の主張に実質を伴わせる必要もあった。さらに言えば、1996年春の台湾海峡危機で広まった東南アジア諸国の中国脅威論を緩和させる意味合いも含まれていた。

しかし、中国の念頭に日米同盟があったのはまちがいない。それを明瞭に語ったのが唐家璇外交部副部長であった。同副部長は東アジアの安全保障について、「この地域では現在、軍事同盟によるのではなく、関係諸国が平等に参加して平和的な話し合い、一対話、交渉によって、地域の平和と安全を守るという新しい安全観が形成されつつある。このような状況の下で、一方的に軍事同盟関係を強化することは賢明なことではなく、またこの時代の流れにも合わない」と述べつつ、「冷戦時代に、外国がアジア、日本に軍を駐留させることに、それなりの特定の対象があり、一定の理屈があったとしても、冷戦が終結した現在、駐留させている軍隊、そして日本との軍事同盟強化の矛先がどこを向いているのか、私にはよく理解できない」として、ARFのプロセスを高く評価すると同時に、日米同盟強化に強い懸念を示した（『世界週報』1997年8月19～26日号）。

3. まとめ

冷戦終結後、この地域における米国の兵力削減や、ソ連海軍の撤退が「力の真空」をもたらした。力の真空の不安定かつ不透明な時期がつづく中、米国の対アジア太平洋安全保障政策はハブ・アンド・スポーク型の二国間同盟重視であり、多国間による地域安全保障には消極的であった。しかし、後に多国間による地域の安全保障が二国間同盟を補完するとしてARF（多国間による地域の安全保障協力）に積極的になる。96年の日米安保共同宣言により、この地域の安全保障が透明になってきた。日米同盟が、実際の戦争・紛争が起こった場合のための対処アプローチの役割を果たし、ARFが紛争を未然に防ぐという予防アプローチを果たす。すなわち、二国間同盟を多国間プロセスが補完するとされた。この地域において何らかの武力衝突が起こった場合、その具体的な解決方法は米国に頼らざるを得ない状況の中での、日米同盟の再確認はこの地域に安心感を与えた。さらに、中国が日米同盟再確認の牽制から、多国間による地域の安全保障に積極的になったことによって、中国脅威論が緩和された。つまり、96年以後、この地域の二大国である米国と中国の対アジア太平洋戦略が明確になり、多国間安全保障枠組み（ARF）に積極的な姿勢を示すようになった。

第2節 要因b：ARFにアジア太平洋地域の不安定要因のがすべて参加

ARFは南シナ海・朝鮮半島・カンボジア問題をこの地域における不安定要因としている。1994年7月にバンコクで第1回ARF会議が開催された。同会議には、ASEAN6ヶ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ）の外相と、7ヶ国の対話国（オーストラリア、カナダ、日本、韓国、ニュージーランド、米国）、2ヶ国の協議国（中国、ロシア）、そして3ヶ国のオブザーバー（ラオス、ベトナム、パプア・ニューギニア）となる17ヶ国一機構が参加した。

第1回会議のテーマは「アジア太平洋の安保情勢 予防外交における信頼情勢措置の実現の可能性」であ

り、海上交通の安全、国防白書の出版、東南アジア友好協力条約の重要性が話題になった。議長声明では、ARF は今後、信頼醸成、核不拡散、平和維持協力、非機密軍事情報の交換、海洋安保問題、予防外交などについて議論・研究していくことを発表した。第 1 回会議はまだ入り口段階に過ぎないが、アジア太平洋のほとんどの国を網羅する 18 ヶ国（EU を含む）の外相が史上初めて、この地域の安全保障について議論するために集まったということは大切であった。参加国の中には、中国やロシア、ベトナムなどのように冷戦期に ASEAN 諸国と敵対関係にあたり、未だ潜在的脅威国としてみられる国が含まれている。これらの国が、相互の信頼を高め、紛争を未然に予防することを共通の目的にして集まったことに意義を見いだすべきであろう。

第 2 回 ARF は 1995 年 8 月 1 日にブルネイ・バンダスリブガワンにおいて開催された。この 2 回目会議からカンボジアが参加することになった。この会議ではコンセプト・ペーパーが出され ARF の目的、協議方法、組織などについて協議され、議長声明に盛り込まれた。そこでは、信頼醸成措置の促進、予防外交の発展、紛争解決メカニズムの発展の三段階を想定し、現段階は信頼醸成の検討に重点を置くとされた。また、ARF のプロセスをトラック 1 と、CSCAP などのトラック 2 の双方によるものとした。トラック 1 のアプローチでは信頼醸成措置の具体策を検討するため、信頼醸成に関する会合（Intersessional Support Group=ISG）、PKO に関する会合（Intersessional Meeting=ISM）、捜索・救難に関する会合（ISM）の三つの会合が組織された。第 1 回 ARF では各国の代表が自国の政策を一方的に発表しただけだったのに対し、第 2 回 ARF では ARF 自体の組織的な活動の道筋が示され、アジア太平洋地域の各国が共同で安全保障に取り組む形ができあがった。

1996 年 7 月 23 日、インドネシア・ジャカルタで開催された第 3 回 ARF ではインドとミャンマーが新メンバーとして加わり、20 ヶ国 1 機構に拡大する。しかし、これ以上 ARF が拡大すれば論議がまとまりにくい上、ASEAN の主導権が低下するとの懸念から、参加基準を設けることとなった。また、ARF の機能強化が重要とし、対話の実効性が確保されるよう参加国数を抑えることが必要だと明言した。新規参加国の条件としては主権国家であることと、アジア太平洋地域の平和と安定に直接的な影響力を持つことが挙げられた。新規参加国を主権国家に限定した背景には、台湾のプレゼンスを嫌う中国の積極的な働きかけがあり、第 3 回 ARF で事実上台湾参加の道が閉ざされた。台湾も南沙諸島の領有を主張しており、南シナ海をめぐる問題の当事者でありながらも、参加への道が閉ざされてしまったのは、ARF が中国の参加が不可欠であるが故に、必要な妥協だったにしても、台湾海峡の安全に目をつぶる選択であったと言っても過言ではない。しかし、個人資格による CSCAP への参加は認められ、個人資格とは言え台湾と協議できることになったことは注目に値する。インドとミャンマーが参加につながったのは、ASEAN が両国に中国への対抗役の役割を期待したからと言われている。

3 回目から会議自体にも変化があった。会議形式がこれまでの一方的提言ではなく、議長主導のテーマ別となった。また、信頼醸成措置の一環として、各国の軍事交流や計画などの情報交換をし、ARF 高級事務レベルの協議に国防政策を毎年提出させることで、透明性を一層確保することとなった。

このように 3 回にわたる開催を通じて、ARF は徐々にではあるが組織化、実質化の高い制度へと進展していった。

また、信頼醸成の目的の 1 つである、潜在的な不安定要因の内在化、すなわち、対話のテーブルにつかせること、がこの頃一段落する。

94 年の開始以降、南シナ海問題に関わる当事者（中国、台湾、ベトナム、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、インドネシア）は全て、ARF に参加し、意見の相違の平和的解決で合意している。95 年、カンボジアの参加により、カンボジア問題の内在化もできた。また、朝鮮半島問題のもう一つの当事者である北朝鮮は ARF 発足当時より参加希望を表明しており、第 3 回 ARF 閣僚会議において ASEAN 諸国が支持を表明したことから ARF の判断次第で北朝鮮の参加が決まる状況であった。また、97 年からは北朝鮮がトラック 2（CSCAP）に出席するようになっていく。北朝鮮と直接協議ができるようになったことによって、朝鮮半島の不安定要因とされた北朝鮮の内在化がされた。

第 3 節 まとめ：要因 A と要因 B がかさなり、予防外交前進への素地ができた。

1997年第4回ARFで予防外交へ踏み出すことが合意された理由として、第一に、大国のARFに対する消極的姿勢から、積極的に変わったこと、第二に、96年の日米同盟再確認による、アジア太平洋地域の安全保障の大枠ができたことによる安心感、第三に、潜在的脅威と認識されていた中国のARFに対する積極的参加による脅威論の緩和、第四に、ARFが徐々にではあるが組織化、実質化の高い制度へと進展したこと、第五に、潜在的不安定要因とされた地域が全て参加（台湾、北朝鮮はトラック2）したことによる信頼醸成が一段落したこと、などが挙げられる。以上五つの要因が重なり、予防外交前進への素地ができたからであると推察できる。

第 2 章 内政不干涉原則の見直し

第 1 章で、ARF が、信頼醸成を続けながら予防外交の段階へ進展を図るという合意がなされたことについて述べた。このステップアップを実行するにあたってぶつかる壁が「内政不干涉原則」である。それまでの『対話中心の協議』から、『予防外交』を通じて機能を強化するためには、ARF の制度化は予防外交措置の具体化と一体となる必要がある。問題の所在でも指摘したように、ARF は創設以来、a 内政不干涉 b コンセンサス協議、c 全ての参加国が快適と感じるペースで進めることを大原則とする ASEAN 方式を採用している。つまり、ARF で制度化を導入しようとする、ASEAN 方式の理念と矛盾が生じてしまう。ARF において議長国を務めるのは ASEAN 諸国であり、その役割の大きさは、第 2 回 ARF のコンセプトペーパーでも述べられている。よって、ARF が予防外交に進むためには、ASEAN 方式を採用している以上、ASEAN 自体の内政不干涉原則の見直しが必要となってくる。以下第 2 章では、「ASEAN における内政不干涉原則」について述べることにする。

第 1 節 内政不干涉原則の位置付け

1967 年 8 月の ASEAN 結成時には、内政不干涉原則は明示的には掲げられてはならず、ASEAN 設立宣言の中で『国際連合憲章の諸原則の維持』という形で登場した。しかし、それ以後、ASEAN 全体で出された宣言である 71 年の「東南アジア平和自由中立地帯宣言」、76 年の「ASEAN 協和宣言」・「東南アジア友好協力条約」では明確に内政不干涉原則の言及がなされている。ASEAN にとって、「内政不干涉原則」が重要な存在であることは、ASEAN 構築の目的に深く基づいており、その理由として次の 2 点が挙げられる。

第一に、加盟各国の経済発展段階の格差や政治システムの差異、歴史的な対立要因などを考慮した上で、ASEAN の集団的求心力（共通のアイデンティティ）を強化するためには、国家間関係を規定する重要な原則であったということ。第二に、ASEAN の人権問題を批判する欧米諸国からの内政・国内問題への干渉を避けるための手段（抵抗）であったことである。実際に ASEAN は、90 年代に入って特に顕著化した欧米各国代表のミャンマー人権問題に対する非難や制裁要求に対して内政干渉であると反論を展開している。

しかし、それまでかたくなに「内政不干涉」を尊重し、主張してきた ASEAN が、97 年を機に、その姿勢の変化とうかがえるような行動をとり始めた。それが、ミャンマーとカンボジアの ASEAN 加盟に関する問題である。前述したように、当初 ASEAN は、欧米のミャンマーに対する非難や制裁要求に対して、「干渉行為」であると強く非難していた。それゆえ、ミャンマーの ASEAN 加盟において、民主化が十分にはかかれていない軍事政権であるということを理由に加盟入りに反対を表明していた欧米に対し、インドネシアのアラタス外相は、『ASEAN 加盟に国内情勢を条件としたことはない』とミャンマーの加盟を主張した。しかし、ASEAN 自身は、内政不干涉を前提とするものの、「建設的関与政策」と称して、友誼的助言や説得といった関与を行うことを示唆した。最終的には、欧米の強い反対を押しつけて、97 年にミャンマーは ASEAN 加盟に成功する。これを契機に、翌年タイのスリン外相が、ASEAN 各国の内政問題であっても対話を行うことを可能にする「柔軟関与政策」案を提唱した。この提起は、ASEAN における内政不干涉原則の見直しの必要性を表明するものであったが、これについては次節で詳しく説明する。

このようにミャンマー加盟をめぐる問題から、ASEAN 内部での相互作用に変化が見られたが、それはカンボジア加盟延期でより明確化された。カンボジアは 97 年に ASEAN 加盟が予定されていたが、ASEAN 側は 97 年 7 月 10 日に、カンボジア政変による不安定な国内状況と不十分な民主化を理由に加盟延期を決めた。これは、ミャンマー加盟における ASEAN の対応と比較すると矛盾している決定である。カンボジアのフン・セン第二首相は、この決定について、カンボジアの内政情勢を見ての加盟延期は、（ASEAN 側は否定しているものの、）事実上の内政干渉であると非難した。このカンボジアとミャンマーの ASEAN 加盟をめぐる問題は、ASEAN の内政不干涉原則の見直しの契機になったことも明らかである。

第 2 節 内政不干涉原則の見直し

1997 年の ARF での予防外交進展の合意とほぼ同時期に、ASEAN は、第 1 節で述べたように、内政不干

渉原則の見直しへの転換期を迎えていた。実際に ASEAN で内政不干涉原則の見直しが正式に提起されたのは、1998 年 6 月末の ASEAN 年次閣僚会議での、タイのスリン外相の「柔軟関与政策」案である。この案が打ち出される理由となった背景には 2 つの大きな事件がある。それは、97 年のアジア通貨危機と、ミャンマーとカンボジアにおける ASEAN 加盟問題である。

タイのパーツ下落から広まった通貨危機は、ASEAN 諸国に経済的、政治的に打撃を与えた。経済混乱下で ASEAN 各国は、経済再建に集中せざるをえず、軍事面、外交面での対応能力の低下を余儀なくされたことから、1.) 地域社会や ARF といった地域的枠組みの中での地盤沈下 2.) ASEAN 自体の求心力の低下までもが懸念された。こうした状況において、ASEAN 諸国内政府は、個別に IMF や先進国の支援を要請したほか、域内協力を模索した。そこで打ち出された協力が「監視メカニズム」の導入であった。これは、マクロ経済政策に限定されるものの各国の内政に干渉することを相互に認め合うものであり、98 年 7 月に開かれた ASEAN 年次閣僚会議でも正式に承認された。

ミャンマーとカンボジアの ASEAN 加盟をめぐる問題は、第 1 節でも触れたように、これまで欧米諸国の制裁措置に「内政干渉である」と反発してきた ASEAN が、「内政干渉」と捉え得る行動を 2 国に対してとっているという点に焦点が当てられる。その裏づけになる事実として、1998 年 7 月 11 日にタイ政府は、ミャンマーの軍事政権に対立の自制を求める要請を行っている。また、ミャンマーに対してすでに柔軟関与政策をとっていると明言した。

ASEAN 諸国は、内部の情勢が変化したこの 2 つの背景が契機となって、「内政干渉」におけるアプローチの見直しが必要とされてきたと考えられる。それに基づいてタイのスリン外相が、1998 年 6 月、ASEAN 内部でも「ピア・プレッシャー」が有効ではないかとして、初めて「内政不干涉原則を修正して、地域的影響を有する国内問題の予防や解決のための建設的介入を可能にする」ことを提唱した。7 月の外務省文書の中で「建設的介入」は「柔軟関与」に置き換えられた。しかし、こうした一方で、ASEAN 各国の反応は冷ややかなものであった。

第 3 節 . '98 年当初の ASEAN 諸国の対応

1998 年スリン外相が「柔軟関与政策」を提唱して以後の ASEAN 各国の対応を追ってみると、内政不干涉原則の見直しが、必ずしも ASEAN 内部で一致した意見ではないことがわかる。当時議長国であったフィリピンのシアゾン外相は、タイの提起に賛同しているが、インドネシアのアラタス外相は、7 月 15 日に『長年の原則の変更は、加盟国間に対立を巻き起こす恐れがある』として、原則の見直しに明確に反対している。16 日には、ベトナム外務省報道官が、『ASEAN の基本原則は、コンセンサス協議・内政不干涉だ』と指摘し、消極的な姿勢を示した。21 日までに、ミャンマーとマレーシアも反対の立場を明らかにした。最終的に、23 日に行われた ASEAN 外相会議で、内政不干涉の原則を尊重することを改めて確認するに至った。

しかし、具体的な対応については各国で解釈にばらつきが目立ったことも注目するに値する。フィリピンのシアゾン外相は、内政不干涉原則は絶対的でなく、相対的なものであると述べた。これに対して、インドネシアのアラタス外相は、森林火災や麻薬取引など、国境を超える問題での協力は必要であるが、内政不干涉の原則を維持するとのコンセンサスができた」と述べ、強硬な見直し反対の姿勢を見せた。

第 4 節 . まとめ

ASEAN における「内政不干涉原則の見直し」の提起は、98 年の ASEAN 外相会議の時点までは、合意に達することができなかった。しかし、この提案は、ASEAN 方式そのもの見直しを提起したことを意味する画期的なものであったことは否定できない。98 年で内政不干涉原則の見直しが見送られたが、99 年 11 月の ASEAN 非公式首脳会談において、内政不干涉原則を新たな安全保障環境に適応させる必要性で加盟国首脳が一致した。この合意はどのような経緯でなされたのか。第 3 章はその理由を検証してみる。

第 3 章 内政不干涉の限界

第 1 節 通貨危機と内政干渉

1 域内相互協力の模索

1997年に発生し、東アジア各国に波及した通貨危機によって国際収支を悪化させた諸国は、国際通貨基金（IMF）に相次いで融資を求めた。この通貨危機の影響は当初の予想を上回って大きく、「ASEAN内部では解決不能の問題」（タイ国 スリン外相）と言われた。すなわち、通貨危機の收拾を図り、拡大・再発を防止するために、域外大国の関与が避けられない状況に陥ったのである。

また、さらなる危機の拡大、波及を防ぐためには、地域諸国による国際協力を要した。実際にASEANは97年の9月以降、頻繁に蔵相会議をもって、経済・金融面での域内協力を模索しつつ、AMF構想の提唱など域外大国の支援を引き寄せるために一致してその「集团的対外交渉能力」を行使したのである。

このように、通貨危機発生後の危機感と必要に迫られての域外大国及びASEAN域内相互の協力模索の努力は急速に進められたが、しかし、いくつかの困難に直面して、十分な成果をあげることができなかった。なかでも、相互協力にとって最大の障害となったのが、ASEAN結束の根幹とされてきた「内政不干渉の原則」であった。

2 IMF支援の問題

通貨危機のダメージを被ったASEANの主要国はそれぞれ個別にIMFの融資を要請した。実際に各国がIMFに対してとった態度は三者三様であったが、IMF支援のありかたに対しては、ある種通底する抵抗感があった。IMFの融資限度額について、また、その支援プログラムの設計思想の矛盾点について、さらにIMFを事実上牛耳る米国の資金拠出見送りなども共通の不信感を植え付けたが、なによりも問題であったのは、莫大な融資の条件が支援プログラムの履行にあること、その影響力の大きさ自体であった。

IMFの融資をとりつけた諸国は、IMFの提示した政策プログラムを誠実に履行することを要求されたが、それはしばしば政権の政策理念や利害との間に対立を生じ、「内政干渉」として批判を受けることになった。IMFの政策関与には融資対象国の経済が正常な市場原理に従うべく、国内制度を公正化し、国際収支を安定させるという大義名分があり、対象国従来の既得権益や政権の権力基盤と衝突するのは必然的である。しかし他方、IMFは融資を実行するか否かの決定権を背景に、いわば対象国家の「生殺与奪権」*3を握った事実上の強制的関与を行うものであり、不当な内政干渉にあたる危険も否定できないのである。

前述したように、IMF支援に対する各国の方針は分かれた。単純化すれば、IMFへの全面服従をとったタイは、通貨危機発生初期における政権交代（97年11月）の後は政権のイニシアティブによって危機の克服に向かうことができたが、IMFに融資を要請しながらも内政関与に対して抵抗を示したインドネシアは投資家の信用を一層損ない、政情不安とそれに起因する国内紛争の顕在化が見られ、IMFに頼らず独自の国内政策によって危機を処理しようとしたマレーシアではマハティール首相と経済・財政担当の閣僚であったアンワル副首相との確執が発展した結果、アンワル氏が解任・逮捕されたことで政権動揺の危険にさらされた。

IMF融資が事実上の内政干渉を伴うことはたしかである。しかし全ての構成国がミドルパワーでしかないASEANは危機に瀕して自力救助のすべを持たず、域外勢力であるIMFによる政策関与に頼ったのである。

第2節 地域紛争（東ティモール）への対応

幸い、通貨危機自体が国家間の深刻な武力衝突を生じることはなかったが、IMFの干渉に対して否定的な態度をとったインドネシアでは、スハルト政権が崩壊し、一連の政局変動と政情不安に誘発されての東ティモール紛争激化（国際武力紛争）を見た。

東ティモールにおける紛争は、国家実行上はインドネシア共和国の管轄下に措かれてきたが、もともとは国際紛争である。

現在のインドネシア共和国は旧オランダ領インドネシア（蘭印）を中心とする領域であるが、独立戦争の過程で版図を蘭印に限るか、ポルトガル領東ティモール等の植民地を含むかで内部対立があり、結局、蘭印地域のみで独立に到った。しかし1975年に帰属をめぐる住民間の紛争に乗じてスハルト政権は武力侵攻し、同地域におけるインドネシアの実行支配を開始した。

同地域は武力進侵以前から国連により民族自決の権利を認められ、脱植民地化に向けての国際的監視が強化されていた。インドネシアの武力侵攻に対してポルトガルは直ちに国連安全保障理事会に要請し、75年12月にインドネシア軍の即時撤退を要求する安全保障理事会決議384号を、翌年4月にも同旨の決議389を得ている。以後、一般にインドネシアの東ティモール侵攻とその後の支配は国際法上違法と見られており、判例上も同地域は依然としてポルトガル施政下の非自治地域とされている。

1999年8月30日、ハビビ政権によって東ティモールのインドネシア帰順の是非を問う「直接投票」が実施されたが、その結果東ティモール情勢は一層混乱を来し、国際連合安全保障理事会によって国連憲章第7条における「国際の平和と安全に対する脅威」を構成すると認定され、豪中心の「国際軍」部隊を受け入れることになった（決議1264）。これはインドネシアにとって、通貨危機に際しての国際的関与を誠実に受け入れなかったことに起因する二次災害であり、また域内安全保障を模索してきたASEANにとっては域外勢力の侵入を許し、みずからの危機管理能力と結束力の弱体を露呈した屈辱的な事件であった。

（小結）

通貨危機と東ティモールの紛争悪化に伴う域外勢力の干渉を経験したASEAN諸国は、域内協調制度の確立によって域外勢力の干渉を排除すべきであるとの認識を強くした。その現われはAMF（アジア通貨基金）構想への熱烈な意欲や、ASEANと東アジア有力参加国すなわち中国・日本・韓国との協議体「ASEAN+3」などといった実行にみられる。また1993年のASEAN合意に謳われた「人権に関する地域メカニズム」の確立方針について、インドネシア国家人権委員会のマルズキ・タルスマン副委員長は「いったんメカニズムが出来上がれば、欧米の横やりに反論する根拠になる」と述べている。

第3節 予防外交、制度化と内政不干涉

CSCAP 予防外交についてのワークショップがまとめた ARF における予防外交の原則の骨子は以下のとおりである。

- 1 あくまでも「外交」である。つまり、平和的手段に依らなければならない。
- 2 自発的であること。当事者の同意がなければならない。
- 3 非強制的であること。軍事行動や制裁などの手段は、予防外交にはあたらない。
- 4 信頼と公正を要する。仲裁者は信用するにたり、また公平でなければならない。
- 5 国際法に基づくこと。
- 6 国家間の主権と内政不干涉を尊重すること。
- 7 適時に行われること。紛争の初期の段階において実行できなければならない。

上の原則から見ても、「内政不干涉の原則」は決して予防外交の発展によって否定されるものではない。しかしここで問題になるのが、何が内政不干涉にあたるのかの基準が定かではなく、個々の主体が個々の状況においてする価値判断にかかっているということである。すなわち、国家において特別の権益を有する者の集団によって構成されるような政府においては、自らの都合に沿わない他国の言動を無制限に内政干渉として非難する可能性があるのである。

つまるところ、「内政不干涉原則の見直し」とは内政干渉の限界を明らかにし、再考する試みである。内政干渉の限界を画定するためには、その定義を定めるか、例外を挙げることによって範囲を示すことができる。ASEANは発足当初よりその基本理念として「内政不干涉の原則」を固守してきたが、実際、特に近年にはこの原則に抵触しない例外事項を設けることによって、互いの政策関与を強めているのである。国際間の一

層緊密な政策協力が求められる現在の国際経済社会においては、国内の政策に対しても適切な関与がなされなければならない、その許容範囲は明らかでなければならない。

また、予防外交が非強制的、自発的な国家実行によってのみ担保されるとしても、一般的な行動規範、判断基準、また技術的標準等を事前に定めておかなければ、紛争の発生にあたって迅速かつ適時に対処することは困難である。これは予防外交にとって制度化が必要不可欠であることを意味する。すなわち、各国が自由意志に基づいて成した合意はそれら合意当事者を当然に抗そうするという意味での、確立された制度が必要なのである。

以上によって予防外交が制度化を伴うことがあきらかである。

また、「内政不干渉の原則」が濫用されるならば、制度の適時性・実効性は保たれない。よって、制度化には内政不干渉原則の見直しが必要である。

したがって、予防外交の実行にとって内政不干渉原則の見直しは必要条件であると言える。

第4節

第2次大戦後55年を経て世界経済は一層結合を強め、内政問題と外交問題の区別をする困難が日常的になるほどまでに、地域における国家の相互依存関係は深化の度を増している。このような世界では、かつて近代西欧諸国が国民国家の絶対化によって互いの生存を保障しようとしたのとは逆に相互依存関係をより重要視しての緊密な政策協力を展開して自己の利益を確保していかなければならない。

しかし、現在の東南アジア諸国は国民国家の統合自体がその途上の段階にあって国家の権力基盤が脆弱であるため、多国の政策関与によって国家社会の秩序を根本から破壊される危険をはらんでいる。その上、ASEANの諸国民は価値観が多様であり、しかも互いに影響されやすい。現在の東南アジア諸国はしたがって、相互依存関係の進展と主権の絶対化という二律背反の命題に引き裂かれようとしているのである。国境を越える問題についてざっくばらんに対話する必要に駆られながらも、内政不干渉の鉄の掟を破れば互いの自滅を招くのは必死ではないかという恐れを抱いているのである。

通貨危機を一つの契機として、ASEANでの域内協力のための「内政不干渉原則見直し」が提起されたのであるが、会議の場でタイ・フィリピンがそれを提唱せずとも、国家実行の上での内政不干渉原則の敷居は引き下げられつつある。第2章で述べられたように通貨危機と並行してのミャンマーと続くカンボジアの加盟問題において経済力・軍事力・社会体制・ASEANでの経験その他あらゆる面で後れをとる新参国に対して、ASEAN主要国は口出しをせずにいらなかったし、前述のアンワル副首相逮捕では政権側を一方的に批判する声明さえ出されている。

このようにASEANでは、総じて他国の内政問題について批判めいた言及をするべきではないという自制心が明らかに低下してきている*4 といわざるを得ない。これはASEANの結束力に水を差すことになる。その一方で危機に対する有効な対応策を協議する上でこの原則が障害となるならば、「内政不干渉原則」とは有害無益な固定観念というべきであろう。

原則見直しへの意欲では確かに温度差があるが、原則見直し論の背後にこのような問題が存在する事実については、90年代の経験によって、ASEAN各国ともいやおうなく認めているのであろう。その表れとしてASEANは、1999年11月28日の第3回非公式首脳会議において以下のような合意に到ったのである。

「ASEANは長年にわたり守ってきた原則と方法を新たな安全保障上の環境に適合させる必要があることで、(ASEAN各国首脳は)合意した。

第4章 結論 ~ 99年の意見の一致から見る ARF の方向性 ~

第1章で97年の合意に至った背景を確認し、第2章から第3章にかけて、ASEANの内政不干渉に対する動きを分析してきた。これを総括すると：ASEANは、今まで強固に維持してきた「内政不干渉」という

原則を、通貨危機、カンボジア・ミャンマー、東ティモールなどの事例から、内政不干渉原則の限界画定が新たな安全保障環境に応じて、必要性であるということを認識し始めている、といえる。たとえ「見直しの必要性で意見が一致」という、明確な指標のない合意であろうと、重要なことは「内政不干渉」という従来の原則が揺らぎ始めている、ということである。

確かにこの揺らぎは現在進行中の現象であり、この現象が近い将来に ARF の「予防外交の進展」という決定的な変化をもたらすとの結論をだすのはまだ早計かもしれない。見直しの具体的な内容、すなわち内政干渉の許容範囲について、ASEAN 内でなにも決まっていなくても事実である。また、ARF の進展に非常に大きな影響をもたらすもう一つの存在として、予防外交への進展に消極的な中国が考えられる。内政的にも多くの不透明要素を抱えているこの国の政策の変更を端的に予測することは困難だ。

しかし、ARF が ASEAN 諸国を中核組織とし、ASEAN 方式を採用している限り、ASEAN の今後の内政不干渉原則に対する姿勢が ARF に大きな影響を与えることは間違いない。そして、予防外交の進展のためには ASEAN における内政不干渉の原則に関する見なおしが必要になる。その兆しがあらわれたことによって、ARF の予防外交への前進への展望が多少なりとも開けてきたといえるのではないだろうか。

このことから、我々は ASEAN の内政不干渉に関する一連の動きが、ARF の前進を意味するものであると考える。

<謝辞>

今日の発表にこぎつけるまで、大変多くの方々にお世話になりました。この方々の協力、助言、指摘なしに、我々の発表はなかったといえます。増田さん、原川さん、そして福山さんには、問題意識の絞込みの際お世話になりました。神保さんには、お忙しいところ、ARF についての、私たちの他愛ない突然の質問を、メールや電話でお答えいただきました。ここにはいらっしゃいませんが OB で現在防衛研究所の飯田さんには、必要でも、どうしても探せなかった一時資料の場所をお教えいただきました。学部四年の根本さんには内政不干渉を考察するにあたって、多くの助言や指摘をしていただきました。また、三班の大崎君には、PowerPoint の作成に、とてつもなく、お世話になっています。そして、我々の Adviser である竹内さんには、グループワークを開始した時から、メンバーの一員としてとても深く、コミットしていただきました。最後になりましたが、ここで感謝の意を表したいと思います。

(みんなで)「ありがとうございました。」

参考文献

< 書籍 >

- ・五十嵐武士著 『日米関係と東アジア 歴史的な文脈と未来の構想』東京大学出版会（1999年3月）
- ・菅英輝+グレン・フック+ステファニ・ウェストン編『アジア太平洋の地域秩序と安全保障』ミネルヴァ書房（1999年7月）
- ・菊池努「安全保障協力：対話の模索」『APEC アジア太平洋新秩序の模索』日本国際問題研究所（1995年11月）
- ・黒柳米司「中国=ASEAN 関係のパラドックス - 期待と警戒のはざままで」『現代中国の構造変動』東京大学出版会（2001年）
- ・財団法人 日本学術協力財団『冷戦後のアジアの安全保障』大蔵省印刷局（1997年）
- ・斎藤元秀編「第8章アジア太平洋の地域主義」『東アジア国際関係のダイナミズム』東洋経済新報社（1998年12月）
- ・坂本正弘+滝田賢治編「米国とARF」『現代アメリカ外交の研究』中央大学出版部（1999年9月）
- ・須藤季夫著『東南アジア国際関係の構図 理論地理学をめざして』劉草書房（1996年6月）
- ・高木誠一郎編「第3章 ASEAN 地域フォーラムと中国」『脱冷戦期の中国外交とアジア・太平洋』日本国際問題研究所（2000年8月）
- ・田久保忠衛著 『新しい日米同盟 親米ナショナリズムへの戦略』PHP研究所（2001年5月）
- ・田中恭子編 『現代中国の構造変動8 国際関係 アジア太平洋の地域秩序』東京大学出版会（2001年）
- ・田村重信著 『日米安保と極東有事』南窓社（1997年3月）
- ・能家正嗣・竹田いさみ編『新安全保障論の構図』劉草書房（1999年）
- ・日本学術協力財団編「第2部冷戦の終結とアジアにおける安全保障環境の変化」『冷戦後のアジアの安全保障』大蔵省印刷局（1997年1月）
- ・防衛研究所編『東アジア戦略概観 2000』(大蔵省印刷局、2000年)
- ・防衛研究所編『東アジア戦略概観 2001』(財務省印刷局、2001年)
- ・宮里政玄編『アジア・太平洋における国際協力 日本の役割』三嶺書房（1998年1月）
- ・山影進著『ASEAN パワー』(東京大学出版会、1997年)
- ・渡邊昭夫編『アジアの人権 国際政治の視点から』(日本国際問題研究所、1997年)
- ・Kay Moller 'ASEAN and the United States' "International Relations" (Munster:LIT,2000)
- ・Fukushima, Akiko, "Japanese Foreign Policy -The Emerging Logic of Multilateralism-", St.Martin's Press,Inc; New York,1999

< 論文・雑誌 >

- ・浦本秀登「アジア太平洋地域の安全保障に関する一考察 ASEAN 地域フォーラムの可能性を探る」
- ・神保謙著 「ASEAN 地域フォーラムと予防外交」『新防衛論集』第27巻3号（1999年12月）
- ・神保謙著 「ASEAN 地域フォーラムと予防外交」『新防衛論集』第27巻3号（1999年12月）
- ・神保謙著 「ASEAN/ARF と地域安全保障 「離陸」への胎動とASEAN ウエイの動揺」『アジア研ワールド・トレンド』No.61（2000年10月）
- ・川上高司著「米国のアジア政策とARF」『海外事情』（1998年9月）
- ・坪内淳著 「安全保障対話とは何か - アジア太平洋におけるその意義と脱冷戦型安全保障研究の展望 - 」『新防衛論集』第27巻3号（1999年12月）
- ・西原正著 「地域安全保障の新しい秩序をめざして ARF の現状」『外交フォーラム』（1997年11月）

- ・増田雅之「冷戦後の日米安全保障体制と中国 日米安保体制強化をめぐる中国の対日認識と対米認識」『民主主義研究紀要』(1999年11月第28号)
- ・山影進著「ASEAN - 10の課題と内政不干涉原則の動揺」『国際問題』第472巻(1999年7月)
- ・山口剛著「ASEAN 地域フォーラム再考」『新防衛論集』第27巻3号(1999年12月)

<新聞・雑誌>

日本経済新聞

読売新聞

朝日新聞

東南アジア月報

Strait Times

<WEB サイト>

『ASEAN』ホームページ (<http://www.asean.or.id/>)

『外務省 ASEAN』ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/>)